

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例(平成 16 年条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表第 1(第 2 条関係) (1) グラウンド	別表第 1(第 2 条関係) (1) グラウンド

名称	位置	管理を行う者
安芸高田市八千代中央グラウンド	安芸高田市八千代町佐々井 115 番地 1	市長
安芸高田市美土里総合運動公園	安芸高田市美土里町本郷 4535 番地 2	市長
安芸高田市美土里北生コミュニティスポーツ広場	安芸高田市美土里町生田 2968 番地	市長
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	安芸高田市高宮町川根 1863 番地	市長
安芸高田市高宮ハーモニー広場	安芸高田市高宮町佐々部 983 番地 2	市長
安芸高田市甲田高田原スポーツ広場	安芸高田市甲田町高田原 1775 番地 2 及び 1758 番地 1	市長
安芸高田市甲田小原多目的広場	安芸高田市甲田町下小原 3342 番地	市長
安芸高田市甲田甲立多目的広場	安芸高田市甲田町上甲立 293 番地	市長
安芸高田市向原運動広場	安芸高田市向原町長田 4680 番地	市長

(2) 体育館

(表は省略)

別表第 2(第 3 条関係)

(1) グラウンド

名称	休日
安芸高田市八千代中央グラウンド	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

名称	位置	管理を行う者
安芸高田市吉田長屋河川敷運動広場	安芸高田市吉田町長屋 87 番地 3 地先から吉田町長屋 22 番地 1 地先まで	市長
安芸高田市吉田落合河川敷運動広場	安芸高田市吉田町吉田 1437 番地 1 地先	市長
安芸高田市八千代中央グラウンド	安芸高田市八千代町佐々井 115 番地 1	市長
安芸高田市美土里総合運動公園	安芸高田市美土里町本郷 4535 番地 2	市長
安芸高田市美土里北生コミュニティスポーツ広場	安芸高田市美土里町生田 2968 番地	市長
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	安芸高田市高宮町川根 1863 番地	市長
安芸高田市高宮ハーモニー広場	安芸高田市高宮町佐々部 983 番地 2	市長
安芸高田市甲田高田原スポーツ広場	安芸高田市甲田町高田原 1775 番地 2 及び 1758 番地 1	市長
安芸高田市甲田小原多目的広場	安芸高田市甲田町下小原 3342 番地	市長
安芸高田市甲田甲立多目的広場	安芸高田市甲田町上甲立 293 番地	市長
安芸高田市向原運動広場	安芸高田市向原町長田 4680 番地	市長

(2) 体育館

(表は省略)

別表第 2(第 3 条関係)

(1) グラウンド

名称	休日
安芸高田市吉田長屋河川敷運動広場	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

安芸高田市美土里総合運動公園	で
安芸高田市美土里北生コミュニティスポーツ広場	
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	
安芸高田市高宮ハーモニー広場	
安芸高田市甲田高田原スポーツ広場	
安芸高田市甲田小原多目的広場	
安芸高田市甲田甲立多目的広場	
安芸高田市向原運動広場	

(2) 体育館

(表は省略)

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

1時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
安芸高田市八千代中央グラウンド	250円	1,000円
安芸高田市美土里総合運動公園	250円	1,000円
安芸高田市美土里北生コミュニティスポーツ広場	150円	500円
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	150円	500円
安芸高田市高宮ハーモニー広場	(ゲートボールコート1面につき) 50円	150円
安芸高田市甲田高田原スポーツ	150円	500円

安芸高田市吉田落合河川敷運動広場	で
安芸高田市八千代中央グラウンド	
安芸高田市美土里総合運動公園	
安芸高田市美土里北生コミュニティスポーツ広場	
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	
安芸高田市高宮ハーモニー広場	
安芸高田市甲田高田原スポーツ広場	
安芸高田市甲田小原多目的広場	
安芸高田市甲田甲立多目的広場	
安芸高田市向原運動広場	

(2) 体育館

(表は省略)

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

1時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
安芸高田市吉田長屋河川敷運動広場	150円	—
安芸高田市吉田落合河川敷運動広場	150円	—
安芸高田市八千代中央グラウンド	250円	1,000円
安芸高田市美土里総合運動公園	250円	1,000円
安芸高田市美土里北生コミュニティスポーツ広場	150円	500円
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	150円	500円

広場		
安芸高田市甲田小原多目的広場	150 円	500 円
安芸高田市甲田甲立多目的広場	250 円	1,000 円
安芸高田市向原運動広場	250 円	—

1 から 3 まで (略)

(2) 体育館

(表は省略)

(3) テニスコート

(表は省略)

安芸高田市高宮ハーモニー広場	(ゲートボールコート 1 面につき) 50 円	150 円
安芸高田市甲田高田原スポーツ広場	150 円	500 円
安芸高田市甲田小原多目的広場	150 円	500 円
安芸高田市甲田甲立多目的広場	250 円	1,000 円
安芸高田市向原運動広場	250 円	—

1 から 3 まで (略)

(2) 体育館

(表は省略)

(3) テニスコート

(表は省略)

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。